

魚津市地域防災計画の修正の要旨について

1 修正の要旨

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要と認めるときは、修正を行うこととなっている。

本市では、近年の災害の教訓を反映させるなど、魚津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、継続した見直しを行っている。

今回は、避難行動要支援者にかかる名簿情報の提供と支援体制の見直しや、市指定緊急避難場所・指定避難所一覧の見直しなど、これらを踏まえた計画の修正案を作成し、令和 2 年 3 月 2 日開催の魚津市防災会議において審議、決定した。

2 修正の概要

- (1) 避難行動要支援者にかかる名簿情報の提供と支援体制の見直し
避難支援等関係者に「警察」、「消防機関」、「社会福祉協議会」を追加する。
- (2) 市指定緊急避難場所・指定避難所一覧の見直し

地区	施設名称	所在地	指定避難所		海拔 (m)	指定緊急避難場所						
			指定の有無	収容人員		大規模 火災	洪水		土砂 災害	地震	津波	備考 ※3
							計画規模 ※1	想定最大規模 ※2				
本 江	～略～											
	本江公民館	友道1401	○	137	16.0	×	○	○	-	⊖ ×	○	
	総合体育館	本江3311	○	935	33.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	⊖ ×	-	洪水浸水深0.5～3.0m
天 神	～略～											
	新川学びの森天神山交流館	天神野新147-1	○	1962	100.0	○ 屋外	○	○	○	⊖ 一部 ○	-	
	～略～											

- (3) その他の修正（時点修正、名称変更、協定書の追加など）